

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案への意見及びそれに対する考え方(案)
(長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定)

意 見	考 え 方
意見1 今回の平成20年度の接続料の申請については、接続料規則の一部改正を反映したものであり適切なものと理解。	考え方1
○ 今回のNTT東・西による平成20年度の接続料の申請については、先般の接続料規則の改正を反映し、適切に行われたものと理解しています。 (KDDI)	—
意見2 今回のき線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への算入は暫定措置であることから、ユニバーサルサービス制度の見直しとともに、NTSコストの在り方等の見直しを早期に検討すべき。	考え方2
○ き線点RT-GC間伝送路費用の接続料への再算入は、ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、やむを得ず「当分の間」行われているものであると理解しています。NTSコストを基本料の費用範囲の中で回収するという原則は変わっていないため、ユニバーサルサービス制度の見直しに合わせ、接続料算定の在り方についても再検討すべきと考えます。 (KDDI)	○ 情報通信審議会答申(平成19年9月20日情審通第105号。以下「平成19年答申」という。)に示したとおり、き線点RT-GC間伝送路費用の従量制接続料原価への算入は、あくまでも当分の間の措置として行うものであるが、この取扱いは、利用者負担の抑制を図る観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。 このため、「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月策定・平成19年10月改定)では、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて、平成20年4月を目途に情報通信審議会に諮問し同年中に一定の結論を得ることとされているが、その際、利用者負担の抑制や接続料の水準等に配慮しつつ、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当である。
○ 本来 NTS コストは全て基本料原価として回収すべきものであり、今回き線点 RT-GC 間伝送路費用に係る NTS コストを接続料原価に算入することは暫定措置となります。このことは、平成 19 年 9 月 20 日付情報通信審議会答申「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」(以下、「接続料算定に係る答申」という。)において「き線点 RT-GC 間伝送路費用は、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入」とされていることから明らかです。このため、弊社共は、ユニバーサルサービスの在り方、基本料の在り方等を含め、NTS コストの在り方に係る見直しの検討を早期に実施すべきであると考えます。 以下に、接続料算定に係る答申案に対する弊社共意見の関係部分を再掲します。	

【NTT 東西における効率化の検証】

平成 16 年 10 月 19 日付け情報通信審議会答申※において、NTS コストの回収は基本料の費用範囲の中で行うことが適当とされたことを受け、NTT 東西は同コストの基本料収入による回収を可能とすべく、経営効率化を進めてきているものと考えます。今回、接続料による NTS コストの回収を実施する前に、まずは NTT 東西における経営効率化の状況を具体的に検証し、実績費用の方が LRIC における費用よりも少ない現状等を踏まえ、まずは NTT 東西の内部における吸収可能性を再度追求した上で、接続料による回収の必要性を判断すべきであると考えます。

※「平成 17 年度以降の接続料算定の在り方について」：

http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041019_7-1.pdf

【暫定的措置であることの明確化】

上述のとおり、そもそも NTS コストは基本料対応費用であり、接続料原価に含めるべきものではないと明確に整理されたものであることから、仮に接続料においてユニバーサルサービス費用の一部をまかなうことが必要とされた場合でも、今回の制度変更はあくまでも暫定的な措置であることを明確化すべきであると考えます。

また、本答申(案)において「平成 20 年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点 RT-GC 間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当」とされていますが、この検討にあたっては、当然ながら、き線点 RT-GC 間伝送路費用を含む NTS コストは基本料対応費用であることを前提として議論が行われるべきであると考えます。

【接続料とは別体系としての整理】

仮に本答申(案)に沿い NTS コストの一部が接続料原価に移行されたとしても、移行に伴うレートベースの増加により NTT 東西の得る報酬額が上昇することは適切でないと考えます。本来基本料対応費用でありながらも、ユニバーサルサービス費用の一部を補うべく接続料から回収するとされる部分に関しては、その他の接続料原価と同様に扱うのではなく、接続料とは別の体系で必要額のみ回収する整理とすべきであると考えます。

また、今回接続料原価に算入する「実際のネットワークにおける RT 設置局である局舎のき線点 RT-GC 間伝送路費用」については、今回のユニバーサルサービス制度見直しに伴う NTT 東西への補てん額の縮小に対応した費用という趣旨から、ユニバーサルサービスにおいて補てん対象である局舎の費用に限定すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見3 き線点RT-GC間伝送路費用に係るNTSコストを接続料原価に算入するのであれば、接続事業者も当該伝送路費用を負担することとなるため、き線点RTにおける接続によるDSLサービスの提供を可能とすべき。	考え方3
○ き線点 RT-GC 間伝送路費用に係る NTS コストを接続料原価に算入するのであれば、接続事業者も当該伝送路費用を負担していることから、き線点 RT における接続を可能とすべきです。具体的には、き線点 RT-GC 間伝送路がある場合には、き線点 RT まで光ファイバ化が行われていることから、き線点 RT (RT ボックス)において接続事業者のコロケーションを実施することを可能とし、これを起点として DSL サービスを提供することを可能とすべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ 今回の措置は、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を見直すことにより、実質的には当該制度の補てん対象外となる費用をNTT東西の利用部門を含む接続事業者で公平に負担しようとするものであり、また、今回、従量制接続料原価に算入するき線点RT-GC間伝送路費用は、従前から接続料原価に算入されていたものであることにかんがみれば、指摘のような接続形態を新たに可能とする必要性や関連性はないと考えられる。
意見4 今回のGC接続料水準は、平成19年9月20日付け情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」に示された平成20年度のGC接続料水準の推定値を超えたものとなっていることから、その詳細な要因及び主要なコストドライバについて明らかにすべき。	考え方4
○ 接続料算定に係る答申において、平成20年度以降の接続料水準の推定値が示されていますが、平成20年度における推定値は4.3-4.5円(GC接続 円/3分)となっており、今回の認可申請値(GC接続 4.53円/3分)はこれを上回る水準となっています。この上限値(GC接続 4.5円/3分)は保守的な予測に基づく推定値であったものと考えますが、それにも係らず、接続料水準が、接続料算定に係る答申時の推定値を超えたものとなることは、接続事業者の事業運営における予見性上問題があるため、弊社共は、今回の認可申請値が接続料算定に係る答申時の推定値を越えることとなった詳細な要因及び主要なコストドライバを、認可に先立ち明らかにすべきと考えます。このことは、次年度以降の接続料算定時にさらに推定値との乖離が拡大する懸念を払拭するためにも必要な措置であると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ 平成19年答申において、平成20年度におけるGC接続料の推計値として4.3~4.5円(3分当たり)を示したところであるが、今回申請のGC接続料の4.53円は当該推計値の上限値に近接しているところである。これは、平成19年答申の推計においては、通信量の減少について平成18年度下期+平成19年度上期の予測通信量を基に、年15%を上限として試算していたのに対して、今回申請のGC接続料では、当該予測通信量からの減少率が、予測を若干超える年15.6%の割合で減少したことが主因と考えられ、僅少の差異は生じているところではあるが、推計の範囲内の水準であると考えられる。
意見5 今回の認可申請では、光ファイバの経済的耐用年数が過去の実績に基づく撤去法により推計されているが、光ファイバの技術進展による耐用年数の長期化等を反映することにより、その経済的耐用年数は更に長期間になると考えられるため、次回の接続料算定時に用いる入力値の見直しに向け、現時点からデータ収集や推計方法に係る検討を開始すべき。	考え方5
○ 今回の認可申請では、光ファイバの経済的耐用年数は過去の実績に基づく撤去法により	○ 「新競争促進プログラム2010」に示されているとおり、新モデ

推計されていますが、現在使用されている光ファイバの技術進展による耐用年数の長期化等を反映することにより、光ファイバの経済的耐用年数はさらに長期間となると考えます。

今回の認可申請に用いた入力値を定めた平成 20 年 1 月 29 日付情報通信審議会答申「接続料規則等の一部改正について」(以下、「接続料規則改正に係る答申」という。)の答申時の審議会の考え方においては、「光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。」とされているところであり、弊社共は、次回の接続料算定時に用いる入力値の見直しに向けて、現時点からデータ収集や推計方法に係る検討を開始すべきと考えます。

以下に、接続料規則改正に係る答申案に対する弊社共意見書の関連部分を再掲します。

光ファイバに適用される経済的耐用年数については、過去の撤去実績を踏まえ撤去法により推計されているところですが、以下の点を考慮すると、過去の撤去実績のみで算定することは適切でないと考えます。

- 光ファイバ・光ケーブル・加入者引込線の技術は現在ほど成熟していなかったと考えられること
- 光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること
- 実績として参照されているメタルケーブルは以下のような NTT 東西の事業推進上の理由により、本来の寿命を全うすることなく廃用されたため、当該理由により寿命短縮となったメタルケーブルの実績値等を、光ケーブル寿命の算定の根拠となる参照数値から除外する必要があること
 - ・ πシステムによる光化エリアの構築
 - ・ 現在もコスト回収の議論が尽きない NTS コストを発生させた都市部のビルの RT 化やルーラルエリアにおける ISDN 化の進展
 - ・ き線点 RT 化の推進のためのメタルケーブル廃用 等
(なお、上記により ADSL の提供が困難となり、利用者利便を損ねる結果になっていることから、メタルケーブルの廃用が妥当だったとは言えないと考えます。)

具体的には、光ファイバの経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用し、撤去されていない稼働中の光ファイバについては撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきであると考えます。

陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数は対腐食性や今後の光ファイバサービスの進展を考えれば 30 年以上が適当だと考えます。架空メタルケーブルの経済的耐用年数が 23.7 年となっているのに対し、陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数がそれ

ル適用期間後における接続料の算定方法の見直しについては、平成 21 年度中に、当該見直しに向けて想定される接続料算定方式について改めて検討を行い、一定の結論を得ることとされているが、光ファイバ経済的耐用年数についても、情報通信審議会答申(平成 20 年 1 月 29 日情審通第 22 号)に示したとおり、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ、検討を行うことが適当である。

<p>よりも短い 15.1 年となっているのは不適切であり、少なくとも現行パラメータである 20.3 年もしくは架空メタルケーブルと同じ 23.7 年以上であるべきと考えます。</p>	
<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見6 NTT東西の均一料金の維持は、ヤードスティック競争の導入により、NTT東西間の競争を進展させることを目的としたNTT再編成の趣旨に根本的に反するものであり、社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で検討することが適当。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 現行の接続料規則においてNTT東・西の均一料金が維持されていることは、ヤードスティック競争の導入により、NTT東・西間の競争を進展させることを目的としたNTT再編成の趣旨に根本的に反するものです。2010年にNTTの組織問題を扱うことを見据え、社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で検討することが適当です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 接続料規則における接続料原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、指摘のとおり、本来、東西別に接続料を設定することが適当である。</p> <p>しかしながら、東西別接続料を設定することについては、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性があり十分な社会的コンセンサスを得ることは困難と考えられること、また、西日本を営業区域とする電気通信事業者に対する通話料金の値上げ圧力が比較的大きいこと等を勘案すれば、東西均一接続料を採用することが適当であることは平成19年答申に示したとおりである。</p> <p>ただし、今後、接続料の算定方法を見直し、NTT西日本が実際に行う効率化が接続料に十分反映されるようになる場合には、東西別接続料の設定についての社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で、改めて検討することが適当であることは、指摘のとおりである。</p>
<p>意見7 PSTNを取り巻く環境変化が予想されることを踏まえ、次期接続料の在り方について早期に議論を開始すべきであり、その際、PSTN接続料に関連する様々な問題とあわせて全体的な議論を行うことが必要。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 平成20年度においては、PSTNから携帯電話や0AB-J IP電話への移行の進展が見込まれる他、ユニバーサルサービスの見直しが実施される等、PSTNを取り巻く環境が大きく変化することが想定されます。</p> <p>従って、このような環境変化が予想されることを踏まえ、次期接続料の在り方について早期に議論を開始すべきと考えます。</p> <p>なお、この次期接続料の在り方の見直しを行う際には、基本料の在り方、ユニバーサルサービスの在り方、接続料における東西格差及び近々に指定電気通信設備の指定を受け接続約款に規定されるひかり電話に係る接続料等、PSTN接続料に関連する様々な問題を併</p>	<p>○ 「新競争促進プログラム2010」に示されているとおり、新モデル適用期間後における接続料の算定方法の見直しについては、平成21年度中に、当該見直しに向けて想定される接続料算定方式について改めて検討を行い、一定の結論を得ることとされており、その際、ユニバーサルサービス制度の在り方との整合性に留意することはもとより、IP化の進展状況等の電気通信市場の環境変化を踏まえ、多面的に検討することが適当である。</p>

せ、全体的な議論を行うことが必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)